

京 都 大 学 ロ ー ム 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(施設の使用)</p> <p>第7条 第3条の施設のうち、大ホール、ラウンジ、会議室、セミナー室、相談室及びブレインストーミング室（以下「一時使用施設」という。）は、次の各号に掲げる1月未満の行事に使用するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、統括管理者が特に適当と認めたときは、開館日以外の使用又は午後9時30分までの使用時間の延長を許可することがある。</p> <p>3 第3条の施設のうち、実験室及び研究室（以下「長期使用施設」という。）は、次の各号に掲げる1月以上の事業に使用するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 前項の施設の使用期間は、統括管理者が特に必要と認めた場合を除き、1年を限度とする。ただし、通算5年まで延長することができる。</p> <p>(後 略)</p> <p>別表 京都大学ローム記念館施設使用料</p>	<p>(施設の使用)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>2 一時使用施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、統括管理者が特に適当と認めたときは、開館日以外の使用又は午後9時30分までの使用時間の延長を許可することがある。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>4 長期使用施設の使用期間は、統括管理者が特に必要と認めた場合を除き、1年を限度とする。ただし、通算5年まで延長することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成31年10月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に使用の許可を受けた平成31年10月1日以後の施設の使用については、なお従前の例によることができる。</p> <p>別表 京都大学ローム記念館施設使用料</p>

一時使用施設名	使用料 (円)	一時使用施設名	使用料 (円)
大ホール	<u>9,600</u>	大ホール	<u>9,800</u>
産学交流ラウンジ	<u>6,900</u>	産学交流ラウンジ	<u>7,100</u>
研究交流ラウンジ	<u>5,000</u>	研究交流ラウンジ	<u>5,100</u>
会議室	<u>2,000</u>	会議室	<u>2,100</u>
セミナー室	<u>3,000</u>	セミナー室	<u>3,100</u>
相談室	<u>1,000</u>	相談室	<u>1,100</u>
ブレインストーミング室	<u>2,000</u>	ブレインストーミング室	<u>2,100</u>
備考 1～4 (略)		備考 1～4 (同 左)	
長期使用施設名	使用料 (円)	長期使用施設名	使用料 (円)
実験室	<u>2,160</u>	実験室	<u>2,200</u>
研究室		研究室	
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (同 左)	